

建設現場で働く「みなさま」へ

旭川労働基準監督管内では、建設業の労働災害件数は年平均約 80 件と高止まりの状況が続いており、死亡災害についても過去 10 年で 21 件発生しています。

特に、墜落・転落災害は多発しており、死亡災害の半数以上を占め、行政の指導内容についても、これに関係する法違反が多数を占めます。

このような状況を改善するため、現場の安全責任者の「みなさま」は、先ずは墜落・転落災害を防ぐ対策を最重点に講じてください。

また、作業を行う「みなさま」も、高所作業に関係する指示を受けた場合は、絶対その指示を守ってください。

事故にあわなければ、帰宅後の家族や友人との楽しい食事や語り等、いつもの生活を続けることができますが、怪我をすれば、当たり前前

であったこれまでの生活はできなくなります。

令和2年の安全週間を迎えるにあたり、「みなさま」の人生で守らなければいけないものは何か、それを守るためには何をしなければならないのかを今一度考えていただき、それを妥協することなく実践し続けていただきますようお願い致します。

旭川労働基準監督署長